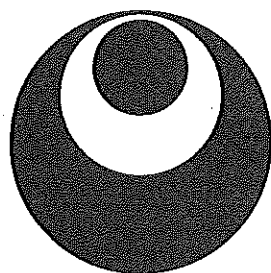


沖 縄 県  
労働委員会年報

平成 23 年 版



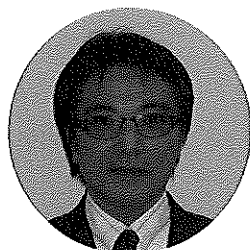
平成24年 3 月

沖縄県労働委員会事務局

# 第18期沖縄県労働委員会委員

(平成23年12月15日～平成25年12月14日)

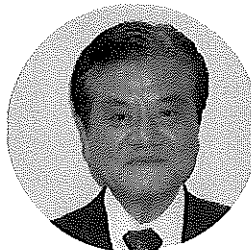
## 公益委員



会長  
藤田 広美



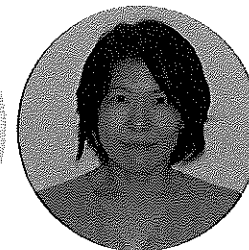
会長代理  
春田 吉備彦



宮城 和博



宮里 節子



宮尾 尚子

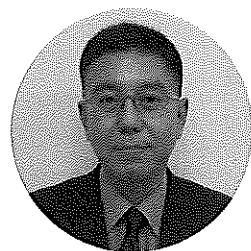
## 労働者委員



稲福 史



喜屋武 秀行



川平 朝之



濱元 盛任



益田原 辰彦

## 使用者委員



又吉 民人



仲程 通次



石川 清勇



饒波 正博

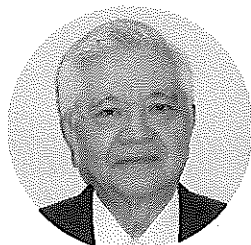


石川 眞一

# 第17期沖縄県労働委員会委員

(平成21年12月14日～平成23年12月14日)

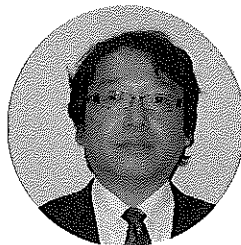
## 公 益 委 員



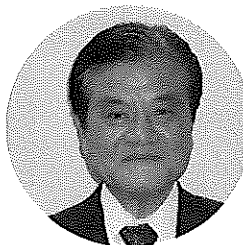
会 長  
比嘉 正幸



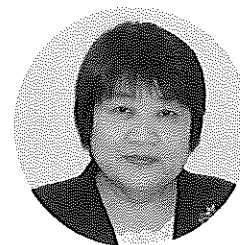
会長代理  
大城 光代



矢野 昌浩  
(平成23年3月31日退任)



宮城 和博



宮里 節子



春田 吉備彦  
(平成23年4月12日就任)

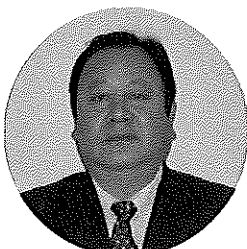
## 労 働 者 委 員



仲宗根 清和



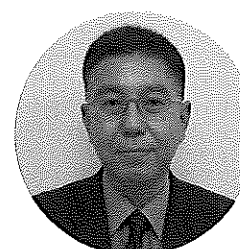
大濱 直之



與那覇 栄蔵



喜屋武 秀行



川平 朝之

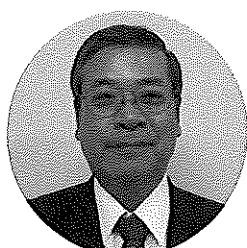
## 使 用 者 委 員



又吉 民人



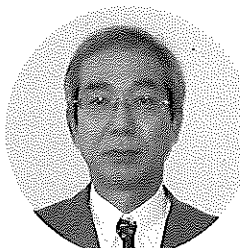
仲程 通次



石川 清勇



饒波 正博



安田 幾夫

## ま え が き

この年報は、沖縄県労働委員会が平成23年1月から12月までの間に取り扱った調整・審査事件の内容や諸会議の概況等の活動状況を整理収録したものです。

平成23年に当労働委員会が取り扱った事件は、前年からの繰越事件も含め、不当労働行為事件が8件、労働関係調整法に基づく調整事件が4件、個別労働関係紛争のあっせん事件が3件となっております。

不当労働行為事件については、審査期間の目標を1年6月と定め、審査の迅速かつ的確な処理に努めているところであり、平成23年に命令書を交付した2件の平均審査期間は358日で、目標期間内に処理されております。

個別労働関係紛争あっせんの周知については、制度紹介のポスター・リーフレットの配布とともに、県広報誌や県広報ラジオ番組でのPR活動に努めております。

労働委員会の活性化については、全労委による検討委員会の検討結果を踏まえ、本県としても着手可能な取組みとして、ホームページでのトピックスや統計資料等の最新情報の提供や法テラス、労働組合、経営者協会等とのリンク設定による利便性の向上を図るとともに、委員の積極的な研修機会の確保等に努めているところであります。

当労働委員会では、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成という労働委員会の特色を最大限に活かしながら、調整・審査事件に取り組んでいます。

不当労働行為事件においては、将来的に安定した労使関係の構築を見据え、公正かつ的確に審査を行い、調整、あっせん事件においては、当事者の意向を適切に反映しながら双方の歩み寄りを重視した弾力的で迅速な対応に努めております。

労使各位をはじめ労働問題に関心を寄せておられる多くの方々に広くこの冊子が活用され、当労働委員会の活動についての理解を深めていただくと同時に、多少なりとも今後の労使問題解決のためにお役に立てれば幸甚に存じます。

平成24年3月

沖縄県労働委員会

事務局長 平良宗秀

# 目 次

第1章 労働委員会の概要 .....	1
第1節 組 織 .....	1
1 委 員 .....	1
2 あっせん員候補者 .....	4
3 事 務 局 .....	5
第2章 会 議 .....	7
第1節 総 会 .....	7
第2節 公益委員会議 .....	14
第3章 不当労働行為の審査 .....	17
第1節 概 況 .....	17
第2節 審査期間の目標及びその達成状況 .....	19
第3節 不当労働行為事件の概要 .....	21
1 平成22年(不)第3号事件 .....	21
2 平成22年(不)第4号事件 .....	22
3 平成22年(不)第5号事件 .....	23
4 平成22年(不)第6号事件 .....	24
5 平成23年(不)第1号・第3号事件 .....	25
6 平成23年(不)第2号事件 .....	26
7 平成23年(不)第4号事件 .....	27
第4章 労働争議の調整 .....	29
第1節 概 況 .....	29
第2節 調整事件の概要 .....	33
1 平成22年(調)第7号事件 .....	33
2 平成23年(調)第1号事件 .....	34
3 平成23年(調)第2号事件 .....	35
4 平成23年(調)第3号事件 .....	36
第5章 個別労働関係紛争のあっせん .....	37
第1節 概 況 .....	37
第2節 個別労働関係紛争あっせん事件の概要 .....	40
1 平成23年(個)第1号事件 .....	40
2 平成23年(個)第2号事件 .....	41
3 平成23年(個)第3号事件 .....	42
第6章 労働組合の資格審査等 .....	43

第1節	労働組合の資格審査	43
第2節	地公労法第5条第2項の認定・告示	44
第3節	争議行為予告通知	46
第4節	労働争議の実情調査	47
第7章	各種連絡会議、研修及び広報等	49
第1節	連絡会議	49
1	全国会議	49
2	九州ブロック会議	50
第2節	研 修	54
1	委員関係	54
2	事務局職員関係	57
第3節	広 報 等	59
1	ホームページによる広報	59
2	労働委員会だより	60
資 料		
1	歴代会長	61
2	歴代委員	61
3	歴代事務局長	67
4	叙勲・褒章・表彰等受章者	68
5	年別申請・申立件数の推移	72
6	不当労働行為事件審査の処理状況	74
7	労働争議調整の処理状況	80
8	労働組合資格審査の処理状況	88

## 第1章 労働委員会の概要

# 第1章 労働委員会の概要

労働委員会は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。)、労働関係調整法(昭和21年法律第25号。以下「労調法」という。)及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)に掲げる目的を達成するため、労組法第19条の12に基づいて各都道府県に設置される行政委員会であり、地方自治法第180条の5第2項に規定する執行機関である。

## 第1節 組織

### 1 委員

当委員会は、労組法第19条の12第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号。以下「労組法施行令」という。)第25条の2の別表第3により、公益委員、労働者委員、使用者委員各5人計15人の委員で構成されている。

平成23年12月15日に第18期委員の任命に伴う改選があり、会長に藤田広美公益委員、会長代理に春田吉備彦公益委員が互選により選出された。平成23年は、次に掲げる第17期委員及び第18期委員により運営された。

なお、第18期委員の任期は平成25年12月14日までの2年間となっている。



第 18 期 沖 縄 県 労 働 委 員 会 委 員 名 簿

(任期：平成23年12月15日～平成25年12月14日)

区分	委員名	現職(履歴)	在任期間
公益委員	◎ 藤田 広美	弁 護 士 琉球大学大学院法務研究科教授	平23. 12. 15～ 新 任
	○ 春 田 吉備彦	沖縄大学法経学部教授	平23. 4. 12～ 連続2期
	宮 城 和 博	弁 護 士	平19. 11. 29～ 連続3期
	宮 里 節 子	琉球大学法文学部准教授	平19. 11. 29～ 連続3期
	宮 尾 尚 子	弁 護 士	平23. 12. 15～ 新 任
労働者委員	稲 福 史	連合沖縄副事務局長	平23. 12. 15～ 新 任
	喜屋武 秀 行	沖縄国家公務員労働組合顧問	平19. 11. 29～ 連続3期
	川 平 朝 之	航空連合沖縄副会長	平19. 11. 29～ 連続3期
	濱 元 盛 任	情報労連沖縄県協議会議長	平23. 12. 15～ 新 任
	益田原 辰 彦	沖縄電力総連会長	平23. 12. 15～ 新 任
使用者委員	又 吉 民 人	(社)沖縄県経営者協会専務理事	平19. 11. 29～ 連続3期
	仲 程 通 次	内外運輸(株)代表取締役会長	平13. 11. 5～ 連続6期
	石 川 清 勇	沖縄電力(株)常任監査役	平17. 11. 7～ 連続4期
	饒 波 正 博	ザ・テラスホテルズ(株)業務本部 ディレクター	平19. 11. 29～ 連続3期
	石 川 眞 一	(株)琉球銀行取締役人事部長	平23. 12. 15～ 新 任

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

第17期沖縄県労働委員会委員名簿

(任期：平成21年12月14日～平成23年12月14日)

区分	委員名	現職(履歴)	在任期間
公益委員	◎比嘉正幸	弁護士	平13. 2. 1～平23. 12. 14 連続6期
	○大城光代	弁護士	平13. 11. 5～平23. 12. 14 連続5期
	宮城和博	弁護士	平19. 11. 29～ 連続2期
	矢野昌浩	琉球大学法文学部教授	平17. 11. 7～平23. 3. 31 連続3期(中途退任)
	宮里節子	琉球大学法文学部准教授	平19. 11. 29～ 連続2期
	春田吉備彦	沖縄大学法経学部教授	平23. 4. 12～ 新任(中途就任)
労働者委員	仲宗根清和	連合沖縄事務局長	平19. 11. 29～平23. 12. 14 連続2期
	大濱直之	UIゼンセン同盟沖縄県支部長	平17. 11. 7～平23. 12. 14 連続3期
	與那覇栄蔵	全駐労沖縄地区本部執行委員長	平19. 2. 1～平23. 12. 14 連続3期
	喜屋武秀行	沖縄国家公務員労働組合顧問	平19. 11. 29～ 連続2期
	川平朝之	航空連合沖縄副会長	平19. 11. 29～ 連続2期
使用者委員	又吉民人	(社)沖縄県経営者協会専務理事	平19. 11. 29～ 連続2期
	仲程通次	内外運輸㈱代表取締役会長	平13. 11. 5～ 連続5期
	石川清勇	沖縄電力㈱常任監査役	平17. 11. 7～ 連続3期
	饒波正博	ザ・テラスホテルズ(株)業務本部 ディレクター	平19. 11. 29～ 連続2期
	安田幾夫	(株)琉球銀行常務取締役	平21. 12. 14～平23. 12. 14 新任

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

## 2 あっせん員候補者

労働委員会は、労調法第10条及び第11条に基づいて、労働争議のあっせんに当たらせるため、学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作製することとなっている。

当委員会では、沖縄県労働委員会あっせん員候補者に関する内規を設けて委嘱の基準を「①現委員、②前委員、③事務局長、調整審査課長及び審査監」と定めており、これに基づき、あっせん員候補者を委嘱している。

平成23年12月31日現在における委嘱状況は、次のあっせん員候補者名簿のとおりである。

### あっせん員候補者名簿

(平成23年12月31日現在)

氏名	現職	委嘱年月日
藤田 広美	労働委員会 公益委員	平成23年12月15日
春田 吉備彦	〃	〃
宮城 和博	〃	〃
宮里 節子	〃	〃
宮尾 尚子	〃	〃
稲福 史	労働委員会 労働者委員	平成23年12月15日
喜屋武 秀行	〃	〃
川平 朝之	〃	〃
濱元 盛任	〃	〃
益田原 辰彦	〃	〃
又吉 民人	労働委員会 使用者委員	平成23年12月15日
仲程 通次	〃	〃
石川 清勇	〃	〃
饒波 正博	〃	〃
石川 眞一	〃	〃
平良 宗秀	労働委員会 事務局長	平成22年4月8日
新垣 盛勝	労働委員会事務局参事兼調整審査課長	平成23年4月14日
玉城 覚	労働委員会事務局調整審査課審査監	平成23年4月14日

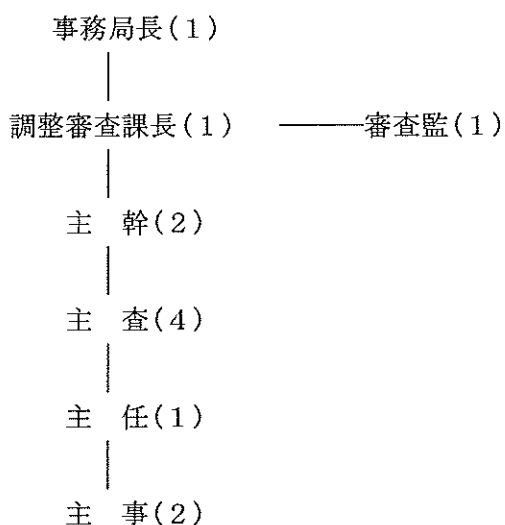
### 3 事務局

労働委員会事務局は、労組法第19条の12第6項において準用する同法19条の11第1項及び労組法施行令第25条の規定に基づき、委員会の事務を整理するため設置されるものであり、事務局の内部組織は会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

当委員会事務局については、沖縄県労働委員会事務局組織規則(昭和47年沖縄県規則第67号)により内部組織、事務分掌等必要な事項が定められている。

当事務局は、事務局長の下に調整審査課が置かれており、定数は、沖縄県職員定数条例により13人と定められている。事務局の機構図・職員は、次のとおりである。

#### 事務局機構図



#### 事務局職員名簿

課名・職名		氏名	発令年月日
事務局 局長		平 良 宗 秀	平成22年4月1日
調 整 審 査 課	課 長	新 垣 盛 勝	平成23年4月1日
	審 査 監	玉 城 覚	平成23年4月1日
	主 幹	城 間 兼	平成21年4月1日
	主 幹	外 間 裕 朋	平成23年4月1日
	主 査	川 満 邦 子	平成21年4月1日
	主 査	大 城 理 孝	平成23年4月1日
	主 査	金 城 奈 美 子	平成20年4月1日
	主 査	神 里 長 賢	平成20年4月1日
	主 任	平 安 名 栄 志	平成23年4月1日
	主 事	安 次 嶺 修	平成21年4月1日
	主 事	新 垣 達 也	平成22年4月1日



## 第 2 章 会 議

## 第2章 会 議

労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による合議制の行政委員会であり、重要事項はすべて会議で決定される。労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。)第3条に基づき会議は、次のとおりである。

- 1 委員の全員で行う総会
- 2 公益委員の全員で行う公益委員会議
- 3 労調法第19条の規定による調停委員会の会議、同法第31条の規定による仲裁委員会の会議、労委規則第5条第5項の規定による小委員会の会議

### 第1節 総 会

総会は、労働委員会の最高決定機関で、会長の招集のもとに委員全員で行う会議であり、労委規則第4条及び沖縄県労働委員会運営内規(以下「運営内規」という。)第5条によって、原則として毎月第2木曜日に定例総会を開催するものとされている。また、委員の全員が新たに任命された場合、その他会長が必要と認める場合等、必要に応じて臨時総会を開催している。

総会への付議事項は、労委規則第5条第1項の規定により、労働協約拡張適用の決議、あっせん員候補者の委嘱及び解任、臨時のあっせん員の委嘱、調停及び仲裁の開始、委員の罷免、会長及び会長代理の選挙、強制権限の発動、都道府県労働委員会規則の制定及び改廃、特別調整委員の設置等となっている。

また、公益委員会議における決定事項や、あっせん、調停、仲裁に関する報告等も行われる。

平成23年中の総会の開催状況は、次のとおりである。

### 総 会 開 催 状 況

通 算 回 数	開 催 月 日	議 題
803	1.13	1 承認事項 (1) 第802回定例総会議事録について 2 報告事項 (1) 平成22年における不当労働行為事件の審査の実施状況について (2) 公益委員会議関係 第302回及び第303回公益委員会議の結果について (3) 審査関係 ア 平成22年(不)第3号宮古島市事件について イ 平成22年(不)第4号タピック沖縄(ユインチホテル南城)事件について ウ 平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件について エ 平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件について

通算回数	開催月日	議題
		<p>(4) 調整関係 平成22年(調)第7号事件について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 委員特別研修(平成22年度個別労働紛争解決研修・基礎)の結果について</p> <p>(2) 行政委員会の委員等の報酬改定について</p> <p>(3) 四半期別業務状況(平成22年1月~12月)の中労委への報告について</p>
804	2.10	<p>1 承認事項 第803回定例総会議事録について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 公益委員会議関係 第304回公益委員会議の結果について</p> <p>(2) 審査関係</p> <p>ア 平成22年(不)第3号宮古島市事件について</p> <p>イ 平成22年(不)第4号タピック沖縄(株)(ユインチホテル南城)事件について</p> <p>ウ 平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件について</p> <p>エ 平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>(3) 調整関係 平成22年(調)第7号事件について</p> <p>(4) 争議予告関係</p> <p>3 労働情報 労調法施行令第2条第2項に基づく争議行為の発生届出の通知について</p>
805	3.10	<p>1 承認事項 第804回定例総会議事録について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 審査関係</p> <p>ア 平成22年(不)第3号宮古島市事件について</p> <p>イ 平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件について</p> <p>ウ 平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>(2) 調整関係 平成22年(調)第7号事件について</p> <p>(3) 争議予告関係</p> <p>3 労働情報(労働争議実情調査)</p> <p>(1) 日本トランスオーシャン航空(株)労働争議について</p> <p>(2) 沖縄医療生活協同組合労働争議について</p>



通算回数	開催月日	議題
		4 その他 (1) 平成23年度総会開催計画(案)について (2) 平成23年度諸連絡会議等委員出張計画(案)について (3) 平成23年度当初予算について
806	4.14	1 承認事項 第805回定例総会議事録について 2 審議事項 あっせん員候補者の委嘱について 3 報告事項 (1) 審査関係 ア 平成22年(不)第3号宮古島市事件について イ 平成22年(不)第5号榑宮古毎日新聞社事件について ウ 平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件について エ 平成23年(不)第1号沖縄セメント工業(株)事件について (2) 調整関係 ア 平成22年(調)第7号事件について イ 平成23年(調)第1号事件について (3) 個別紛争あっせん関係 平成23年(個)第1号事件について (4) 争議予告関係 4 労働情報(労働争議実情調査) (1) 日本トランスオーシャン航空(株)労働争議について (2) 沖縄医療生活協同組合労働争議について 5 その他 (1) 四半期別業務状況(平成23年1月～3月)の中労委への報告について (2) 平成23年度諸連絡会議等委員出張計画について (3) 平成23年度事務局体制について
807	5.12	1 承認事項 第806回定例総会議事録について 2 報告事項 (1) 公益委員会議関係 第305回公益委員会議の結果について (2) 審査関係 ア 平成22年(不)第3号宮古島市事件について イ 平成22年(不)第5号榑宮古毎日新聞社事件について

通算回数	開催月日	議題
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件について</li> <li>エ 平成23年(不)第1号沖縄セメント工業(株)事件について</li> <li>(3) 調整関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年(調)第1号事件について</li> </ul> </li> <li>(4) 個別紛争あっせん関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年(個)第1号事件について</li> </ul> </li> <li>3 労働情報(労働争議実情調査) <ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄医療生活協同組合労働争議について</li> </ul> </li> <li>4 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成23年度九州労働委員会会長・事務局長会議の結果について</li> <li>(2) あっせん員候補者の公報掲載について</li> </ul> </li> </ul>
808	6.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 承認事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>第807回定例総会議事録について</li> </ul> </li> <li>2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公益委員会議関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>第306回及び第307回公益委員会議の結果について</li> </ul> </li> <li>(2) 審査関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 平成22年(不)第3号宮古島市事件について</li> <li>イ 平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件について</li> <li>ウ 平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件について</li> <li>エ 平成23年(不)第1号沖縄セメント工業(株)事件について</li> <li>オ 平成23年(不)第2号(福)祐愛会(宮古の里)事件について</li> </ul> </li> <li>(3) 個別紛争あっせん関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 平成23年(個)第1号事件について</li> <li>イ 平成23年(個)第2号事件について</li> </ul> </li> <li>(4) 争議予告関係</li> </ul> </li> <li>3 労働情報(労働争議実情調査) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 沖縄医療生活協同組合労働争議について</li> <li>(2) 労調法第9条に基づく争議行為の届出について</li> </ul> </li> <li>4 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>第78回九州労働委員会連絡協議会の結果について</li> </ul> </li> </ul>

通算回数	開催月日	議題
809	7.14	<p>1 承認事項 第808回定例総会議事録について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 公益委員会議関係 第308回及び第309回公益委員会議の結果について</p> <p>(2) 審査関係</p> <p>ア 平成22年(不)第3号宮古島市事件について</p> <p>イ 平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件について</p> <p>ウ 平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>エ 平成23年(不)第1号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>オ 平成23年(不)第2号(福)祐愛会(宮古の里)事件について</p> <p>カ 平成23年(不)第3号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>(3) 個別紛争あっせん関係 平成23年(個)第3号事件について</p> <p>3 労働情報(労働争議実情調査) 沖縄医療生活協同組合労働争議について</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 四半期別業務状況(平成23年4月～6月)の中労委への報告について</p> <p>(2) 平成23年度全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の結果について</p> <p>(3) 委員特別研修(平成23年度個別労働紛争解決研修・基礎)の結果について</p>
810	8.11	<p>1 承認事項 第809回定例総会議事録について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 公益委員会議関係 第310回公益委員会議の結果について</p> <p>(2) 審査関係</p> <p>ア 平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件について</p> <p>イ 平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>ウ 平成23年(不)第1号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>エ 平成23年(不)第2号(福)祐愛会(宮古の里)事件について</p> <p>オ 平成23年(不)第3号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>(3) 個別紛争あっせん関係 平成23年(個)第3号事件について</p> <p>3 労働情報(労働争議実情調査) 沖縄医療生活協同組合労働争議について</p>

通算回数	開催月日	議 題
811	9.22	<p>1 承認事項 第810回定例総会議事録について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 公益委員会議関係 第311回公益委員会議の結果について</p> <p>(2) 審査関係</p> <p>ア 平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件について</p> <p>イ 平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>ウ 平成23年(不)第1号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>エ 平成23年(不)第2号(福)祐愛会(宮古の里)事件について</p> <p>オ 平成23年(不)第3号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>カ 平成23年(不)第4号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>(3) 争議予告関係</p> <p>3 その他 全労委公労使新任委員合同研修の結果について</p>
812	10.20	<p>1 承認事項 第811回定例総会議事録について</p> <p>2 審議事項 労働組合資格審査申請について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 公益委員会議関係 第312回公益委員会議の結果について</p> <p>(2) 審査関係</p> <p>ア 平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件について</p> <p>イ 平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>ウ 平成23年(不)第1号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>エ 平成23年(不)第2号(福)祐愛会(宮古の里)事件について</p> <p>オ 平成23年(不)第3号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>カ 平成23年(不)第4号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>3 労働情報(労働争議実情調査) 日本トランスオーシャン航空(株)労働争議について</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 四半期別業務状況(平成23年7月～9月)の中労委への報告について</p> <p>(2) 平成23年度九州労働委員会公益委員連絡会議の結果について</p>

通算回数	開催月日	議題
813	11.17	1 承認事項 第812回定例総会議事録について 2 報告事項 (1) 公益委員会議関係 第313回及び第314回公益委員会議の結果について (2) 審査関係 ア 平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件について イ 平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件について ウ 平成23年(不)第1号・第3号沖縄セメント工業(株)事件について エ 平成23年(不)第4号沖縄セメント工業(株)事件について (3) 争議予告関係 3 労働情報(労働争議実情調査) (1) 日本トランスオーシャン航空(株)労働争議について (2) 沖縄医療生活協同組合労働争議について
814	12.8	1 承認事項 第813回定例総会議事録について 2 報告事項 (1) 公益委員会議関係 第315回及び第316回公益委員会議の結果について (2) 審査関係 ア 平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件について イ 平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件について ウ 平成23年(不)第1号・第3号沖縄セメント工業(株)事件について エ 平成23年(不)第4号沖縄セメント工業(株)事件について (3) 調整関係 平成23年(調)第2号事件について 3 労働情報(労働争議実情調査) (1) 日本トランスオーシャン航空(株)労働争議について (2) 沖縄医療生活協同組合労働争議について 4 その他 (1) 第66回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について (2) 委員特別研修(平成23年度個別労働紛争解決研修・基礎)の結果について
815 (臨時)	12.15	1 審議事項 (1) 会長及び会長代理の選出について (2) あっせん員候補者の委嘱について 2 その他 各側幹事委員の選出について(結果報告)

## 第2節 公益委員会議

公益委員会議は、労組法第24条の規定に基づき公益委員のみで行う会議で、労委規則第8条の規定により必要に応じて会長が招集する。

公益委員会議に付議すべき事項は、労委規則第9条に規定され、次のとおりである。

- ① 労働組合が、労組法に定める手続きに参加し救済を受けるための資格審査並びに法人格取得のための資格審査及び資格証明（労組法第5条、第11条、地公労法第4条）
- ② 不当労働行為救済申立ての審査、決定、命令等（労組法第7条、第27条～第27条の21、第27条の23、地公労法第4条）
- ③ 公益事業における争議行為の予告通知義務違反に対する処罰請求（労調法第42条）
- ④ 地方公営企業等の職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示（地公労法第5条第2項）
- ⑤ その他会長が必要と認める事項

平成23年の公益委員会議の開催状況は、次のとおりである。

### 公益委員会議開催状況

通算回数	開催月日	議 題
303	1. 6	1 沖労委平成22年(不)第4号タピック沖縄(株)（ユインチホテル南城）事件に係る労働組合の資格審査について 沖労委平成22年(資)第5号ユインチホテル労働組合 2 沖労委平成22年(不)第4号タピック沖縄(株)（ユインチホテル南城）事件に係る取扱いについて
304	1. 13	1 沖労委平成22年(不)第4号タピック沖縄(株)（ユインチホテル南城）事件に係る労働組合の資格審査について 沖労委平成22年(資)第5号ユインチホテル労働組合 2 沖労委平成22年(不)第4号タピック沖縄(株)（ユインチホテル南城）事件に係る取扱いについて
305	4. 14	沖労委平成22年(不)第3号宮古島市事件に係る命令について
306	5. 12	沖労委平成22年(不)第3号宮古島市事件に係る命令について
307	6. 2	1 沖縄県病院事業局の申出に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定手続の開始について 2 沖労委平成22年(不)第3号宮古島市事件に係る命令について

通算回数	開催月日	議題
308	6.16	<p>1 沖労委平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件に係る労働組合の資格審査について</p> <p>(1) 沖労委平成23年(資)第1号宮古毎日新聞労働組合</p> <p>(2) 沖労委平成23年(資)第2号沖縄県マスコミ労働組合協議会</p> <p>(3) 沖労委平成23年(資)第3号日本新聞労働組合連合</p> <p>2 沖労委平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件に係る労働組合の資格審査について</p> <p>(1) 沖労委平成23年(資)第4号全日本港湾労働組合</p> <p>(2) 沖労委平成23年(資)第5号全日本港湾労働組合沖縄地方本部</p> <p>2 沖労委平成23年(不)第1号沖縄セメント工業(株)事件に係る労働組合の資格審査について</p> <p>(1) 沖労委平成23年(資)第6号全日本港湾労働組合</p> <p>(2) 沖労委平成23年(資)第7号全日本港湾労働組合沖縄地方本部</p> <p>3 沖労委平成22年(不)第3号宮古島市事件に係る命令について</p>
309	7.1	<p>1 沖縄県企業局の申出に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定手続の開始について</p> <p>2 沖労委平成22年(不)第3号宮古島市事件に係る命令について</p>
310	7.14	<p>沖労委平成23年(認)第1号沖縄県病院事業局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定告示について</p>
311	9.1	<p>1 労働委員会労働者委員推薦に伴う労働組合の資格審査について</p> <p>(1) 沖労委平成23年(資)第11号沖縄県公務公共一般労働組合</p> <p>(2) 沖労委平成23年(資)第12号日本労働組合総連合会沖縄県連合会</p>
312	9.22	<p>沖労委平成23年(認)第2号沖縄県企業局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定告示について</p>
313	10.20	<p>沖労委平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件に係る命令について</p>
314	11.7	<p>沖労委平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件に係る命令について</p>
315	11.17	<p>沖労委平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件に係る命令について</p>
316	11.28	<p>1 沖労委平成23年(資)第13号全日本建設交運一般労働組合の資格審査について</p> <p>2 沖労委平成22年(不)第5号(株)宮古毎日新聞社事件に係る命令について</p> <p>3 沖労委平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件に係る命令について</p>
317	12.8	<p>沖労委平成22年(不)第6号沖縄セメント工業(株)事件に係る命令について</p>





### 第3章 不当労働行為の審査

### 第3章 不当労働行為の審査

#### 第1節 概況

平成23年に取り扱った不当労働行為事件は前年からの繰越が4件、新規申立が4件の合計8件である。このうち2件は命令を発出し、1件は和解（無関与）、1件は取下げにより終結している。

また、平成19年から平成23年における係属事件は17件となっており、事件の終結状況をみると、取下6件、和解1件、命令6件となっている。

審査の実施状況は第1表から第6表までのとおりである。

第1表 不当労働行為事件処理状況

(単位：件)

区 分		年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
係属 件数	前年繰越		1	1	2	0	4
	新規申立		2	3	1	6	4
	計		3	4	3	6	8
終 結 状 況	取 下		1	1	1	2	1
	和 解	無 関 与	0	0	0	0	1
		関 与	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	1
	命 令 ・ 決 定	救 済	0	1(1)	2(2)	0	2(2)
		棄 却	1(1)	0	0	0	0
		却 下	0	0	0	0	0
		計	1(1)	1(1)	2(2)	0	2(2)
	合 計		2(1)	2(1)	3(2)	2	4(2)
	平均審問回数(回)		2.5	1.5	1.0	0.0	1.0
平均所要日数(日)		292	295	348	121.5	240	
次 年 繰 越		1	2	0	4	4	

注) ① 表中、( )内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均審問回数、平均所要日数は、その年に終結した事件の平均値である。

第2表 申立人別件数(新規申立分)

(単位：件)

申立人	年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	計
労 働 組 合		2	3	1	6	4	16
個 人		0	0	0	0	0	0
個人・労働組合		0	0	0	0	0	0
計		2	3	1	6	4	16

第3表 従業員数規模別件数（新規申立分）

（単位：件）

年 従業員数	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	計
49人以下	1	1	0	2	1	5
50～99人	0	2	0	2	3	7
100～199人	0	0	0	1	0	1
200～299人	1	0	0	0	0	1
300～499人	0	0	0	0	0	0
500～999人	0	0	0	0	0	0
1,000人以上	0	0	1	1	0	2
計	2	3	1	6	4	16

第4表 労組法第7条該当号別件数（新規申立分）

（単位：件）

年 各号	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	計
1号	0	0	0	0	0	0
2号	0	1	0	4	2	7
3号	0	0	0	0	0	0
4号	0	0	0	0	0	0
1・2号	1	0	0	2	0	3
1・3号	0	0	0	0	2	2
2・3号	0	1	1	0	0	2
1・2・3号	1	1	0	0	0	2
計	2	3	1	6	4	16

注) 第7条各号は、労組法第7条各号のことである。

1号：不利益取扱い

2号：団体交渉拒否

3号：支配介入

4号：報復的不利益取扱い

第5表 業種別件数（新規申立分）

（単位：件）

業種	年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	計
製造業	窯業・土石製品製造業	0	0	0	2	3	5
	金属製品製造業	0	0	0	0	0	0
情報通信業	映像・音声・文字情報制作業	1	1	0	1	0	3
運輸業	道路旅客運送業	0	1	0	0	0	1
宿泊業	宿泊業	0	0	0	1	0	1
医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	0	0	0	1	1	2
公務	地方公務	1	1	1	1	0	4
計		2	3	1	6	4	16

第6表 不当労働行為事件一覧表

No	事件番号	事件名	申立人		請求する救済内容	申立年月日	終結区分	審査等回数	所要日数	備考
			被申立人			終結年月日				
1	平成22年(不)第3号	宮古島市事件	沖縄県公務公共一般労働組合		①団体交渉応諾 ②謝罪文書の掲示 など	H22.7.21	命令一部救済	調査4 審問2	353	
			宮古島市			H23.7.8				
2	平成22年(不)第4号	タピック沖縄(株)(ユインチホテル南城)事件	ユインチホテル労働組合		①団体交渉応諾	H22.10.13	取下げ	調査1	104	
			タピック沖縄株式会社			H23.1.24				
3	平成22年(不)第5号	(株)宮古毎日新聞社事件	宮古毎日新聞労働組合 沖縄県マスコミ労働組合協議会 日本新聞労働組合連合		①不利益取扱いの禁止 ②団体交渉応諾 ③謝罪文書の交付	H22.12.13	命令一部救済	調査4 審問2	362	
			株式会社宮古毎日新聞社			H23.12.9				
4	平成22年(不)第6号	沖縄セメント工業(株)事件	全日本港湾労働組合 全日本港湾労働組合沖縄地方本部		①団体交渉応諾 ②謝罪文書の掲示	H22.12.27	次年繰越	調査6 審問2	係属中	
			沖縄セメント工業株式会社			係属中				
5	平成23年(不)第1号	沖縄セメント工業(株)事件	全日本港湾労働組合 全日本港湾労働組合沖縄地方本部		①懲戒処分の撤回 ②謝罪文書の提示	H23.4.12	次年繰越	調査5	係属中	平成23年(不)第3号を併合
			沖縄セメント工業株式会社			係属中				
6	平成23年(不)第2号	(福)祐愛会(宮古の里)事件	社会福祉法人祐愛会宮古の里労働組合		①団体交渉応諾 ②謝罪文書の掲示	H23.5.17	無関与和解	調査2	140	
			社会福祉法人祐愛会			H23.10.3				
7	平成23年(不)第3号	沖縄セメント工業(株)事件	全日本港湾労働組合 全日本港湾労働組合沖縄地方本部		①人事考課査定を中間評価として再査定すること及びバックペイ ②謝罪文書の提示	H23.7.12	次年繰越	調査1	係属中	平成23年(不)第1号に併合
			沖縄セメント工業株式会社			係属中				
8	平成23年(不)第4号	沖縄セメント工業(株)事件	全日本港湾労働組合 全日本港湾労働組合沖縄地方本部		①団体交渉応諾 ②謝罪文書の掲示	H23.8.22	次年繰越	調査3	係属中	
			沖縄セメント工業株式会社			係属中				

注) NO. 5 と NO. 7 は併合後、委員調査を2回(通算8回)実施している。

## 第2節 審査期間の目標及びその達成状況

### (1) 審査期間の目標について

労組法第27条の18の規定により、不当労働行為事件に係る審査機関の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することになっている。

当委員会では、「審査の機関の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則(平成17年5月

6日沖縄県労働委員会規則第1号)」に基づき、審査期間の目標を「1年6月」と定め、また、審査の実施状況等については、毎年1回、当委員会のホームページ及び年報を利用して公表している。

(2) 審査期間の目標の達成状況について

平成23年に終結した事件のうち、取下げ及び無関与和解で終結した2件を除いた、残り2件の審査期間はそれぞれ353日及び362日となっており、2件とも目標期間内(1年6月)である。

第3節 不当労働行為事件の概要

1 沖労委平成22年（不）第3号宮古島市事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	沖縄県公務公共一般労働組合 組合員数：54人			宮古島市 業種：地方公務 従業員数：1,400人		
申立年月日	平成22年7月21日			終結年月日	平成23年7月8日	
所要日数	353日			終結区分	命令（一部救済）	
審査状況	調査回数	4回	審問回数	2回	和解協議回数	—
審査委員	比嘉 正幸	参与委員	(労)與那覇 栄蔵	(使)石川 清勇		
請求する救済の内容	1 組合員Aの雇止め等についての団体交渉に誠実に応じること。					
	2 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号			第2号		
当事者の主張の要旨						
<p><b>【申立人】</b></p> <p>申立人組合の組合員Aは、非常勤嘱託員として採用されていたところ、平成22年2月25日に同年3月末をもって委嘱期間満了の予告通知を受けたことから、組合は、同日直ちに団体交渉を申し入れた。3月2日に担当部長、担当課長と団交を行い、その結果、①雇止めの告知でないこと②業務遂行能力に問題がないこと③業務が継続されること④他部局での就労機会の調整をすることなどが確認された。</p> <p>しかし、その後、部長は、雇止めの件については自分の職権を超えているなどと説明。また、3月25日の団交申入れに対して、団交拒否の文書を通じた。さらに改めて団交を申し入れたところ、4月12日に団交を実施した。その団体交渉で組合員Aの雇止め撤回について検討したい旨の回答を受け、団交を終了した。しかし、同月27日の部長の電話での回答は、再度の任用はしない等の不誠実なものであった。</p> <p>このような被申立人の態度は、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するものである。</p> <p><b>【被申立人】</b></p> <p>担当部長が申立人の団体交渉の申入書による要求事項に対して、検討や他部署勤務と回答をしているのは、交渉担当者として誠意をもって要求事項に応えたいという趣旨であり、誠実な対応の現れである。</p> <p>被申立人が、今回、組合員Aの任用を継続しなかったのは、市における長期的・計画的な人材育成、人材配置などを総合的に考慮した上での結論である。また、被申立人は、委嘱期間満了の予告を1か月以上も前に通知しており、継続任用できない理由について何度も団体交渉の中で説明している。</p> <p>被申立人は、既に別の非常勤嘱託員を採用し、組合員Aを再度任用することは困難であり、組合員Aの再度の任用を目的とする団体交渉に応じることにはできない。</p>						
経過及び主文						
<p><b>【経過】</b></p> <p>平成22年7月21日の申立て後、委員調査4回、審問を2回実施し、平成23年7月1日第309回公益委員会議（最終合議）において命令を決定の上、平成23年7月8日に命令書を交付し、本件は終了した。</p> <p><b>【主文】</b></p> <p>1 被申立人は、今後、申立人から、Aを含む申立人組合員の委嘱期間満了に関わる事項についての団体交渉の申入れがあったときは、誠意をもって速やかにこれに応じなければならない。</p> <p>2 その余の申立てを棄却する。</p>						

2 沖労委平成22年(不)第4号タピック沖繩(株)(ユインチホテル南城)事件

当事者	申立人(組合)			被申立人(使用者)		
	ユインチホテル労働組合 組合員数: 5人			タピック沖繩(株)(ユインチホテル南城) 業種: 宿泊業、飲食サービス業 (宿泊業) 従業員数: 127人		
申立年月日	平成22年10月13日			終結年月日	平成23年1月24日	
所要日数	104日			終結区分	取下げ	
審査状況	調査回数	1回	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員	宮里 節子	参与委員	(労)仲宗根 清和	(使)仲程 通次		
請求する 救済の内容	シフト勤務変更の撤回、外注化等の中止、組合執行委員長Aの雇止めの撤回を交渉事項とする団体交渉申入れについて、誠意をもって団体交渉に応じること					
	労働組合法第7条 該当号			第2号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>平成21年4月、被申立人タピック沖繩(株)に契約社員として入社した執行委員長Aは、同年10月から洗い場担当となったが、接客担当の業務も担わされたことに過重な業務負担であると抗議したところ、被申立人から、平成22年10月3日で期限が切れる有期雇用契約を更新しないとの通知を受けた。</p> <p>このため、Aは平成22年9月5日に組合を結成し、①24時までのシフト勤務の変更の撤回、②違法な外注化等を止めること、③申立人組合執行委員長Aの雇止め撤回を要求事項とする団体交渉を同年9月14日以降3回にわたり申し入れたが、被申立人から全く回答がなかった。これらの被申立人の行為は、労組法第7条第2号の不当労働行為である。</p> <p>【被申立人】</p> <p>被申立人に対し、申立人から平成22年9月14日付で「結成通知書」(第1回団体交渉申入書)が提出されて以降、同年10月6日までに3回の団体交渉申入書の提出があった。しかし、この間、被申立人には、申立人組合の実態や設立の経過・内容等について申立人側から何ら知らされておらず、一方的に文書が送付されてきたのみであった。</p> <p>また、被申立人は、申立人が指定した団体交渉各日時等において、速やかに対応できるように待機していたが、3回とも、指定の時間に申立人関係者は来なかったものであり、団体交渉を拒否した事実はない。</p>						
経過						
平成22年10月13日の申立て後、委員調査を1回実施したが、申立人から、別途、地位保全等仮処分申立事件において被申立人と和解が成立したとして、取下書が提出され、本件は終結した。						

### 3 沖労委平成22年（不）第5号(株)宮古毎日新聞社事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	宮古毎日新聞労働組合 沖縄県マスコミ労働組合協議会 日本新聞労働組合連合 組合員数：9人（宮古毎日新聞労働組合）			株式会社宮古毎日新聞社 業種：情報通信業 （映像・音声・文字情報制作業） 従業員数：49人		
申立年月日	平成22年12月13日			終結年月日	平成23年12月9日	
所要日数	362日			終結区分	命令（一部救済）	
審査状況	調査回数	4回	審問回数	2回	和解協議回数	—
審査委員長	大城 光代	審査委員	宮城 和博	参与委員	(労)大瀨 直之 (使)饒波 正博	
請求する救済の内容	1 組合員である契約社員A、B、Cの正社員化、同人らに対する不利益変更の撤回及び不利益取扱いの禁止					
	2 団体交渉において、正社員化の登用基準及び登用人員等、賞与・賃金等の支給基準、根拠を明確にする等、誠実に対応すること					
	3 誓約書（謝罪文）の交付					
	労働組合法第7条 該当号			第1号、第2号		
当事者の主張の要旨						
<p><b>【申立人】</b>          会社は、組合員である契約社員A、B、Cに対し、正社員への登用を拒絶するとともに、契約社員という理由で担当業務を減らし、契約更新時には、契約期間を従前の半分に以下に短縮する、昇給・契約更新をなしとする、賞与を慰労金に変更し従前の半額以下を支給する等、著しく低下した労働条件を提示し、不利益な取扱いをした。</p> <p>また、会社は、組合が申し入れた契約社員の正社員化、交渉資料の開示、2009年冬季賞与等について、説明や回答を拒否する、開示した決算資料等のコピー、メモ等をすべて禁止するなど、不誠実な対応に終始している。</p> <p>これら会社の行為は、労組法第7条第1号及び同条第2号に該当する不当労働行為である。</p>						
<p><b>【被申立人】</b>          会社は、契約社員の契約更新に係る労働条件については、会社の業績や本人の勤務状況等に鑑みて、就業規則に則り決定している。また、契約社員に対する賞与については、就業規則等に規定はなく、慰労金としての支払いは、会社の配慮によるものであり、その旨団体交渉で説明している。</p> <p>契約社員の正社員化については、必要に応じ必要な部署で採用する旨説明している。組合が主張する労組法第7条第1号の不利益取扱い、同条第2号の団体交渉拒否に該当する事実はない。</p>						
経過及び主文						
<p><b>【経過】</b>          平成22年12月13日の申立て後、委員調査4回、審問を2回実施し、平成23年11月28日第316回公益委員会議（最終合議）において命令を決定の上、平成23年12月9日に命令書を交付し、本件は終了した。</p>						
<p><b>【主文】</b></p> <p>1 被申立人株式会社宮古毎日新聞社は、申立人の組合員である契約社員の正社員化要求に係る団体交渉、賞与及び慰労金の支給要求に係る団体交渉並びに名刺代金徴収撤廃及び通勤手当新設要求に係る団体交渉が申し入れられた場合は、契約条件、雇用形態別従業員数、財務状況等、説明に必要な資料を提示するなどして誠実に対応しなければならない。</p> <p>2 申立人らの申立てのうち、平成21年10月12日及び同月24日に決算資料閲覧対象者を制限し、決算資料の持ち帰り、コピー、メモ、録音することを禁止した被申立人の行為に係る部分を却下する。</p> <p>3 その余の申立ては、これを棄却する。</p>						



4 沖労委平成22年（不）第6号沖縄セメント工業(株)事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	全日本港湾労働組合 全日本港湾労働組合沖縄地方本部 組合員数：671人			沖縄セメント工業株式会社 業 種：セメント・同製品製造業 従業員数：86人		
申立年月日	平成22年12月27日			終結年月日	—	
所要日数	—			終結区分	次年繰越	
審査状況	調査回数	6回	審問回数	2回	和解協議回数	—
審査委員	比嘉 正幸	参与委員	(労)喜屋武 秀行	(使)又吉 民人		
請求する 救済の内容	1 団体交渉に誠実に応じること 2 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号			第2号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>被申立人は、2009年秋年末要求、2010年春闘要求及び2010年秋年末要求に係る団体交渉において、賃上げ及び一時金は会社の裁量によること及び個々人の査定に基づいて支給することなどとの回答を繰り返し、交渉が十分尽くされていないにもかかわらず、一方的に交渉を打ち切る等の対応を取った。その後、改めて申し入れた団体交渉においても、交渉事項は既に終了している、議題について合意が成立する見込みがない等回答し、交渉に応じなかった。</p> <p>このような被申立人の態度は、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>会社は、団体交渉の場において、昇給、賞与については就業規則・給与規程上、人事考課の査定結果に応じて支払うことから全員一律にならないこと、会社の業績についてもセメントの出荷量減である旨具体的理由を示して要求に応じられないことを説明している。</p> <p>また、団体交渉を拒否したことについても、申入れのあった交渉議題については既に団体交渉の場で回答済みであること、判例においても交渉の余地がなくなった段階においては、事情の変更がない限り、「その申入れを拒否することに正当な理由がないことにはならない」と判示しているところであり、組合らの団体交渉申入れを拒否することに正当な理由がある。</p>						
経過						
平成22年12月27日の申立て後、委員調査を6回、審問を2回実施している。(次年へ繰越)						

5 沖労委平成23年（不）第1号・第3号沖縄セメント工業(株)事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	全日本港湾労働組合 全日本港湾労働組合沖縄地方本部 組合員数：671人			沖縄セメント工業株式会社 業種：セメント・同製品製造業 従業員数：86人		
申立年月日	第1号：平成23年4月12日 第3号：平成23年7月12日		終結年月日	—		
所要日数	—		終結区分	次年繰越		
審査状況	調査回数	8回	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員	比嘉 正幸	参与委員	(労)喜屋武 秀行 (使)又吉 民人			
請求する 救済の内容	1 分会員に対する平成22年3月14日付け懲戒処分をなかつたものとして取り扱うこと					
	2 会社は、分会員の賃金について再査定し、平成23年4月以降における既支給分との差額を支払うこと					
	3 会社は、分会員の2011年夏季一時金について再査定し、既支給分との差額を支払うこと					
	4 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号			第1号及び第3号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>被申立人は、組合が平成21年12月2日から行った48時間の争議行為（以下「本件争議行為」という。）に対し、違法な業務妨害行為であるとして分会員を懲戒処分（7日間の出勤停止）とした。</p> <p>さらに、被申立人は、分会員に対し、懲戒処分を理由に平成22年4月分給与における昇給を行わず、同年夏季一時金も例年の半額程度しか支給していない。</p> <p>上記のような被申立人の態度は、労働組合を弱体化する目的で行われていることが明らかであり、労組法第7条第1号及び第3号の不利益取扱及び支配介入に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>本件懲戒処分は、本件争議行為に対して行ったものではなく、組合が行った出荷妨害という就業規則が禁止している業務妨害行為に対して行ったものである。</p> <p>昇給については、「組合員」だからとか、「争議行為を行ったから」行わなかったのではなく、給与規程に該当する者（懲戒処分を受けた者）であるため行わなかったのである。</p> <p>また、夏季賞与の減額支給は行っていない。</p>						
経過						
<p>本件は、平成23年10月19日に、沖労委平成23年(不)第1号沖縄セメント工業(株)事件と沖労委平成23年(不)第3号沖縄セメント工業(株)事件を併合し、沖労委平成23年(不)第1号・第3号沖縄セメント工業(株)事件となった。</p> <p>委員調査を通算8回実施している。(次年へ繰越)</p>						

6 沖労委平成23年（不）第2号(福)祐愛会（宮古の里）事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	社会福祉法人祐愛会宮古の里労働組合 組合員数：4人			社会福祉法人祐愛会 業種：社会保険・社会福祉・介護事業 従業員数：35人		
申立年月日	平成23年5月17日		終結年月日	平成23年10月3日		
所要日数	140日		終結区分	和解（無関与）		
審査状況	調査回数	2回	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員	宮里 節子	参与委員	(労)川平 朝之 (使)安田 幾夫			
請求する 救済の内容	1 申立人が申入れた就業規則の開示、人事異動及び労働契約期間の問題、勤務体制の改善、有給休暇の取得、宿直制度の改善その他労働条件に関する団体交渉について、申立人と協議の上速やかに日程を設定し、誠意をもって応じること					
	2 誓約文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号		第2号			
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>申立人は、平成23年2月25日付けで被申立人に対し労働組合結成を通知するとともに、①就業規則の開示を全職員にすること、②勤務体制を改善すること、③有給休暇を完全取得させること、④宿直を改善すること、⑤人事異動及び労働契約期間の濫用をしないことの5点を要求事項とする要求書を提出したが、被申立人は、上記要求に回答しなかった。</p> <p>また、被申立人は、申立人組合員を次々に雇止めにするなど、申立人組合の弱体化を図ったため、申立人は、同年3月15日付けで被申立人に対し、要求事項を①就業規則の開示を全職員にすること、②人事異動及び労働契約期間の濫用をしないことの2点に絞り、再度要求書を提出した。</p> <p>その後も申立人は、被申立人に対し、平成23年3月16日、同月18日、同月19日の3度にわたり、①組合結成の経緯報告、②要求書に基づく事項を協議事項とする団体交渉申入書を被申立人代表者自宅に持参し団体交渉を繰り返し申し入れたが、申入書の受取自体を拒否された。</p> <p>【被申立人】</p> <p>申立人組合の代表者は、被申立人との雇用契約を終了しており、申立人組合の規約からすると申立人の資格を有しておらず、本件申立ては無権代理によるものであるから申立の却下を求める。</p> <p>また、申立人が被申立人に交付しようとしていた文書が要求書であったか不明であること、申立人代表者及び施設長との面談において要求内容への言及はないことから、団体交渉申し入れの事実はない。</p>						
経過						
平成23年9月14日の第2回委員調査において、両当事者から和解に合意したとの報告があり、平成23年10月3日に申立てが取下げられた。						

7 沖労委平成23年（不）第4号沖縄セメント工業(株)事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	全日本港湾労働組合 全日本港湾労働組合沖縄地方本部 組合員数：671人			沖縄セメント工業株式会社 業種：セメント・同製品製造業 従業員数：86人		
申立年月日	平成23年8月22日			終結年月日	—	
所要日数	—			終結区分	次年繰越	
審査状況	調査回数	2回	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員長	宮城 和博	審査委員	春田 吉備彦	参与委員	(労)仲宗根 清和 (使)仲程 通次	
請求する 救済の内容	1 2011年春闘要求として申し入れた昇給並びに夏季一時金に関する団体交渉について、被申立人が予定している昇給額または支給額を明らかにしたうえ、決算資料及び前年度実績等を提示し、被申立人の回答の根拠を具体的かつ合理的に説明し、誠実に対応すること。					
	2 謝罪文の掲示。					
	労働組合法第7条 該当号			第2号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>被申立人は、2011年春闘要求についての団体交渉において、形式的に団体交渉に応じるのみで、昇給額や一時金の額を一方的に決定し支給した。</p> <p>その後、申立人から団体交渉を申し入れても、終わったこととして団体交渉に応じない。</p> <p>被申立人の交渉態度は、拒否回答や一般論のみで議題の内容につき実質的検討に入ろうとしない交渉態度等であることから、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>被申立人は、2011年春闘要求についての団体交渉において、申立人の要求に応じられないことには論拠を示して誠実に対応している。</p> <p>被申立人は、2011年春闘要求に係る団体交渉で、双方の主張が対立し、いずれかの譲歩により交渉が進展する見込みがなく、交渉を継続する余地がなくなったことが明らかとなったことから、その後の団体交渉申入れを拒否した。</p>						
経過						
平成23年8月22日の申立て後、委員調査を2回実施している。(次年へ繰越)						



## 第4章 労働争議の調整

## 第4章 労働争議の調整

### 第1節 概 況

平成23年に取り扱った調整事件は前年繰越が1件、新規申請が3件の合計4件である。このうち1件が打ち切り、1件が不開始により終結している。

また、すべての事件が労働組合からの申請となっている。

平成19年から平成23年までの間における調整事件の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 年別取扱状況

(単位：件)

区 分 \ 年		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
係属 件数	前年繰越	0	1	0	4	1
	新規申請	10	7	9	7	3
	計	10	8	9	11	4
調整 区分	あっせん	10	8	9	11	2
	調 停	0	0	0	0	0
	仲 裁	0	0	0	0	0
	計	10	8	9	11	2
終 結 状 況	解 決	4	3	2	2	0
	打 切	3	4	1	6	1
	取 下	2	1	1	2	0
	不 開 始	0	0	1	0	1
	計	9	8	5	10	2
	平均調整回数(回)	1.3	2.1	2.3	1.6	4.0
	平均所要日数(日)	30	56	49	51	102
	解決率(%)	57.1	42.9	66.7	25.0	0.0
次 年 繰 越		1	0	4	1	2

注) ① 解決率(%) =  $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あっせん員指名前に取下げられた事件を除く)の平均値である。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者		年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
申請	労働組合		10	7	9	7	3
	使用者		0	0	0	0	0
	労使双方		0	0	0	0	0
職権			0	0	0	0	0
計			10	7	9	7	3

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数	年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
49人以下		6	4	8	2	2
50～99人		0	0	0	1	0
100～199人		0	2	0	1	0
200～299人		2	1	0	1	0
300～499人		0	0	0	0	0
500～999人		0	0	0	1	0
1,000人以上		2	0	1	1	1
計		10	7	9	7	3



第4表 調整事項別件数（新規申請分）

（単位：件）

調整事項		年				
		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
組合承認・組合活動		1	1	1	0	1
協約締結・全面改定		0	0	1	0	0
協約効力・解釈		1	2	0	1	0
賃金等	賃金増額	0	0	0	0	0
	一時金	0	2	0	2	0
	諸手当	1	0	0	2	0
	その他賃金に関するもの	0	0	2	2	0
	退職一時金・年金	1	0	0	0	0
	小計	2	2	2	6	0
給与 労働 条件 以外の	労働時間	1	0	0	0	0
	休日・休暇	0	0	2	0	0
	定年制	0	0	0	0	0
	その他の労働条件	2	0	0	0	0
	小計	3	0	2	0	0
経営 又は 人事	事業休廃止・事業縮小	0	0	0	0	0
	人員整理	0	0	0	0	1
	配置転換	3	0	0	1	0
	解雇	4	3	4	0	1
	その他の経営・人事	2	0	5	2	1
	小計	9	3	9	3	3
福利厚生		1	0	0	0	0
団交促進		3	3	5	3	2
事前協議制		0	0	1	0	0
その他		1	1	0	0	0
合計		21	12	21	13	6

注) 申請は複数の調整内容を有することがあるので、表中の件数は申請件数と一致しない。

第5表 業種別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種別	年				
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
建設業	0	0	1	0	0
製造業	1	0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	1	0
情報通信業	2	1	2	1	0
運輸業、郵便業	0	0	1	2	0
卸売業、小売業	2	0	0	0	0
金融業、保険業	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業	1	0	0	1	0
医療、福祉	0	2	1	0	1
教育、学習支援業	0	0	2	0	0
サービス業	1	2	2	1	1
公務	3	2	0	1	1
合計	10	7	9	7	3

第6表 調整事件一覧表

No	事件番号	申請者	調整事項	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数
					あつせん員指名年月日			
1	平成22年 (調)第7号	労働者	団交促進、その他の経営・人事	運輸、郵便業	H22.11.25	打切	4	102
					H22.12.3			
					H23.3.14			
2	平成23年 (調)第1号	労働者	雇止めの撤回	医療・福祉業	H23.4.6	不開始	-	-
					—			
					H23.4.21			
3	平成23年 (調)第2号	労働者	団交促進、組合活動	公務	H23.12.2	次年繰越	—	—
					H23.12.27			
					—			
4	平成23年 (調)第3号	労働者	団交促進、その他の経営・人事	サービス業	H23.12.22	次年繰越	—	—
					—			
					—			

注) 所要日数及び調整回数は、あつせん員指名月日（当日を含む）から終結月日（当日を含む）までの日数である。

## 第2節 調整事件の概要

### 1 沖労委平成22年(調)第7号事件

当事者	申請者			被申請者		
		J 上部団体 S 労働組合	組合員数：255人 組合員数：5人		株式会社H 業種：道路・旅客運送業 従業員数：650人	
申請年月日	平成22年11月25日	あっせん員指名年月日	平成22年12月3日	終結年月日	平成23年3月14日	
所要日数	102日	調整回数	4回	終結区分	打切り	
あっせん員	公益委員 宮城 和博		労働者委員 仲宗根 清和	使用者委員 又吉 民人		
調整事項	(申請事項変更申出後) 1 団体交渉の申入れに対し、誠実に応じること 2 平成21年11月3日の組合員Aが起こした自動車事故に対する二重の懲戒処分を撤回すること					
申請概要	組合は、平成22年7月1日にS組合を結成し、同月6日付けで、会社に対し就業規則、24協定及び36協定の明確化等を要求事項とする団体交渉を申し入れた。しかし、会社は、組合に対し、諸般の事情により指定期日での団交開催は困難である旨の回答書を同月10日付けで送付した。その後も、組合は会社に対し団交を申し入れたが、具体的理由もなく団交を拒否したため、誠実団交等を求めてあっせんで申請するに至った。					
当事者の主張	<p>【申請者】</p> <p>組合結成後、会社に対し団体交渉を申し入れたが、会社からは団交期日の延期を求める旨の回答文書を受けたのみで、その後、再三再四にわたる団交又は話合いの申入れに対し、会社からの回答は一切無く、団交等に応じない理由についての説明もない。</p> <p>また、会社が組合と事前に合意したと主張する団交にあたっての6項目については、交渉窓口について話ただけで、他の項目について合意した事実はない。</p> <p>【被申請者】</p> <p>組合執行委員長と、団体交渉の窓口を取締役本部長とすること等の6項目について口頭で合意したが、組合はこれを遵守しないまま団交申入れを繰り返している。組合員Aの処分は、社内の事故防止委員会で決定しており、団体交渉で話合うべき事項でない。</p>					
調整経過	<p>第1回あっせんで、あっせん員は、組合に対し、申請内容について具体性が十分でないことから、あっせんで進める上で必要となる申請事項の具体的事実や資料等を次回あっせんまでに提出するよう要望した。</p> <p>第2回あっせんで、組合から申請事項変更の申出があり、組合員Aの二重の懲戒処分、①口頭による7日間の出勤停止、②懲戒通知書による20日間の出勤停止のうち、特に②の撤回を求めると主張した。これに対し会社は、①は適正診断不受診による就業制限、②は就業規則に基づく懲戒処分であり、二重の懲戒処分ではないと主張した。</p> <p>第3回あっせんで、組合は、組合員Aが適正診断を受診しなかったのは、会社が検査費用負担の意思を明確にしなかったこと等が理由であると示した。</p> <p>第4回あっせんで、組合から、組合員Aの就業制限7日間の給与相当額を解決金とすることで本件あっせんの解決を図りたい旨の意向が示された。しかし、会社は適正な手続による就業制限であり、解決金の支払いに応じる意思はないと表明した。</p> <p>あっせん員が会社に対し再考を促したが、会社の意思に変更がなかったことから、これ以上あっせんで進めても労使双方の歩み寄りを図ることは困難であると判断し、本件あっせんの打切りを決定した。</p>					

2 沖労委平成23年(調)第1号事件

当事者	申請者			被申請者	
		S労働組合 組合員数：4人			社会福祉法人H 業種：社会保険・社会福祉・介護事業 従業員数：32人
申請年月日	平成23年4月6日	あっせん員指名年月日	—	終結年月日	平成23年4月21日
所要日数	16日	調整回数	—	終結区分	不開始
あっせん員	公益委員 —	労働者委員	—	使用者委員	—
調整事項	組合員全4名のうち雇用期間の満了した者2名及び平成23年4月末に満了する者1名計3名の雇用を継続すること				
申請概要	<p>組合は、平成23年2月25日に組合結成の報告及び就業規則の開示、人事異動及び労働契約期間の濫用をしないこと等を内容とする要求書を提出するとともに、団体交渉を申し入れるがいずれも拒否された。その後、理事長あて要求書を郵送し再三団体交渉を申し入れたが、法人側は団体交渉に応じなかった。</p> <p>組合結成後、組合員4名のうち2名に対し同年3月31日をもって契約満了及び更新はしないと、もう1名にも同年4月30日をもって同様とした。</p> <p>組合は、組合員の雇用継続を求めて当委員会へあっせんに申請した。</p>				
当事者の主張	<p>【申請者】 組合員の雇用継続を求める。</p> <p>【被申請者】 当該従業員については雇用契約に基づき平成23年4月いっぱいまで満了するものである。また、雇用終了は契約に基づくものであること等からあっせんに応じるつもりはない。</p>				
調整経過	あっせん申請後、法人にあっせん手続参加の意思確認を行ったところ、あっせんに応じないとする意志を強く示し、後日、法人から、あっせんには応じられない旨の文書が提出され、あっせんに開始しても組合員の雇用期間満了（4月30日）までの解決が見込めないことから、4月21日付けで本件あっせんの不開始を決定した。				

3 沖労委平成23年(調)第2号事件

当事者	申請者			被申請者		
	S組合 組合員数：50名	H市 業種：地方公務（市町村機関） 従業員数：1,400人				
申請年月日	平成23年12月2日	あっせん員指名年月日	平成23年12月27日	終結年月日	—	
所要日数	—	調整回数	—	終結区分	次年繰越	
あっせん員	公益委員 宮里 節子		労働者委員 濱元 盛任		使用者委員 饒波 正博	
調整事項	1 組合員Aの雇止めに対する具体的な解決案の提示等、誠実な団体交渉を行うこと。 2 支配介入を行わないこと。					
申請概要	<p>組合は、平成23年7月20日から同年10月13日までの期間に計6回、組合員Aの雇止めについて市と団体交渉を重ねてきた。</p> <p>市は、組合員Aの雇止めについて、誠実に団体交渉に応じるとしながらも、一連の団体交渉で、組合の提示した解決案を拒否した。そのことについて、交渉担当者は、「組合から新たな解決案の提示がなければ団体交渉に応じかねる」旨の回答を繰り返す不誠実な交渉態度を続けている。また、組合の提示した解決案に応じられない理由を尋ねても一般的な回答を繰り返すのみで、団体交渉に誠実に対応しているとはいえない。</p> <p>また、団体交渉の最中に、交渉担当外の課長が突然入室し、別用務のため交渉担当者を退席させた。また、同人は、市役所前でビラを配布していた組合員に対して、「なんでこんなビラをまくのか」とすごい剣幕で介入・干渉したことは明らかに支配介入に当たる。</p> <p>組合は、市が誠実団体交渉を行うこと及び上記交渉担当外の課長の対応は支配介入であり今後は行わないことを申請事項として当委員会へあっせんで申請した。</p>					
当事者の主張	<p><b>【申請者】</b></p> <p>①市は、組合員Aの雇止めについて誠実に団体交渉に応じると回答したのだから、具体的な解決案を提示する等して誠実に対応すること。</p> <p>②組合に対する支配介入を今後一切行わないこと。</p> <p><b>【被申請者】</b></p> <p>①市は、組合員Aの雇い止めに係る団体交渉に誠実に対応しており、再雇用については、所定の手続を踏まえた上でなければ、どの部署で再雇用するか検討できないことを組合に対して再三説明してきたが、組合はこれを拒否した。</p> <p>②交渉担当外の課長が団体交渉の最中に入室したことはあるが、それは、交渉担当者の別用務が控えていたため、そのことを伝えただけのことである。また、市が組合のビラ配布を制止したことはなく、組合の主張するような支配介入に該当する対応はないものと考えている。</p>					
調整経過	(次年へ繰越)					

4 沖労委平成23年(調)第3号事件

当事者	申請者			被申請者		
		S労働組合 組合員数：6人			財団法人H 業種：サービス業(他に分類されないもの) 従業員数：18人	
申請年月日	平成23年12月26日	あっせん員指名年月日	—	終結年月日	—	
所要日数	—	調整回数	—	終結区分	次年繰越	
あっせん員	公益委員 —	労働者委員	—	使用者委員	—	
調整事項	<p>1 財団法人Hは、交渉団体になり得る立場であることを認め、誠意をもって団体交渉に応じること。</p> <p>2 継続して勤務することを希望する職員を引き続き雇用すること。</p> <p>3 次年度の人員体制・労働条件について組合と協議・合意するまでは、職員募集はしないこと。</p>					
申請概要	<p>S労働組合は、財団法人Hに対し、財団法人Hほか1社による共同企業体が指定管理者である施設に契約社員として勤務する組合員の継続雇用や労働条件等について、平成23年11月10日付けで団体交渉を申し入れたが、財団法人Hは同月11日付けの文書で、組合員は共同企業体に雇用されており、財団法人Hは共同企業体とは別組織であり雇用主に該当しない旨回答した。</p> <p>その後、S労働組合は、財団法人Hに対し、団体交渉を3回申し入れたが、財団法人Hは同様の回答を繰り返し、団体交渉に応じていない。</p> <p>平成24年度以降の施設の指定管理者として、財団法人Hが単独で応募していること、また、共同企業体の代表は財団法人Hの理事長が兼任していることから、財団法人Hは団体交渉に応じる立場にある。</p> <p>また、財団法人Hの嘱託員設置規程では、「嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。」とあるため、S労働組合の組合員は平成24年度以降は更新されない可能性もあることから、団体交渉をとおして次年度以降の雇用継続と雇用条件を協議したいとして、あっせんに申請するに至った。</p>					
当事者の主張	<p><b>【申請者】</b></p> <p>財団法人Hは、施設の管理運営に一貫して関与しており、次期の指定管理者の公募にも単独で応募し、候補者になっていることから、団体交渉に応じるべき立場にある。</p> <p>S労働組合の組合員の中には、平成18年度以前から財団法人Hに雇用されている者もあり、平成21年度からは共同企業体が雇用主となったものの、勤務の実態としては、同じ職場で同じ業務を行っており、今後も継続して雇用されるとの期待がある。</p> <p><b>【被申請者】</b></p> <p>S労働組合と共同企業体との間で団体交渉が行われており、財団法人Hは団体交渉に応じるべき立場にはない。</p> <p>雇用については、県等から助成を受けている公的団体として、県の取扱いに準じ公平・公正に一般に公募することを考えており、組合員の再雇用は約束できない。</p>					
調整経過	(次年へ繰越)					

## 第5章 個別労働関係紛争のあっせん

## 第5章 個別労働関係紛争のあっせん

### 第1節 概況

平成23年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は3件で、すべて新規申請である。終結状況は、打切り1件、不開始2件となっている。

平成19年から平成23年までの間における取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 取扱状況

(単位：件)

区分		年				
		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
係属 件数	前年繰越	0	0	1	0	0
	新規	1	4	15	7	3
	計	1	4	16	7	3
終 結 状 況	解決	0	1	5	3	0
	打切り	0	1	6	3	1
	取下	1	0	2	0	0
	不開始	0	1	3	1	2
	計	1	3	16	7	3
	平均調整回数(回)	1.0	2.0	1.3	1.7	1.0
	平均所要日数(日)	92	42	52	49	34
	解決率(%)	0.0	50.0	45.5	50.0	0.0
次年繰越		0	1	0	0	0

注) ① 解決率(%) =  $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下・不開始を除く終結件数}} \times 100$

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件（不開始の事件を除く）の平均値である。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

(単位：件)

申請者		年				
		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
労働者		1	4	15	7	3
使用者		0	0	0	0	0
計		1	4	15	7	3



第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数 \ 年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
49人以下	0	2	8	6	2
50～99人	0	1	3	1	0
100～299人	0	0	2	0	1
300～499人	1	0	0	0	0
500人以上	0	1	2	0	0
計	1	4	15	7	3

第4表 あっせん事項別件数（新規申請分）

（単位：件）

調整事項 \ 年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
賃金等	賃金未払い	0	1	3	2	0
	賃金減額	0	0	1	1	0
	退職一時金	0	1	3	0	0
	諸手当	0	0	0	1	0
	その他賃金	1	0	1	1	0
給与以外の労働条件	労働時間	0	0	0	1	0
	年次有給休暇	0	0	0	2	0
	社会保険	0	1	0	0	0
経営又は人事	解雇	0	2	7	1	2
	配置転換、出向・転籍	1	1	0	0	1
	懲戒処分	1	0	0	1	0
	退職	0	1	0	0	0
	その他の経営人事	0	1	2	2	0
職場の人間関係	嫌がらせ	0	1	4	2	1
その他	その他	0	0	2	2	0
計	3	9	23	16	4	

注) 申請は複数のあっせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第5表 業種別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種 \ 年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
建設業	0	2	0	2	0
運輸業、郵便業	0	0	1	0	0
卸売業、小売業	1	0	0	1	1
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	2	0
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	4	0	1
宿泊業、飲食サービス業	0	1	0	0	1
医療、福祉	0	0	5	2	0
教育、学習支援業	0	0	3	0	0
複合サービス事業	0	0	1	0	0
その他のサービス業	0	0	1	0	0
公務	0	1	0	0	0
計	1	4	15	7	3

第6表 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

注) ただし、不開始となった事件の所要日数は、申請日から手続終了までの日数である。

No	事件番号	申請者	調整事項	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数
					あっせん員指名年月日			
1	平成23年(個)第1号	労働者	解雇	卸売業、小売業	H23.4.14	不開始	0	-
					—			
					H23.6.15			
2	平成23年(個)第2号	労働者	配置転換、出向・転籍 嫌がらせ	宿泊業、飲食 サービス業	H23.5.16	不開始	0	-
					—			
					H23.5.27			
3	平成23年(個)第3号	労働者	解雇	学術研究・専門・ 技術サービス業	H23.6.30	打切	1	34
					H23.7.22			
					H23.8.2			

注) 所要日数及び調整回数は、申請日（当日を含む）から終結日（当日を含む）までの日数である。

## 第2節 個別労働関係紛争あっせん事件の概要

### 1 沖労委平成23年(個)第1号事件

当事者	申請者（労働者）			被申請者（使用者）		
		労働者 S			有限会社H 業 種：卸売業、小売業  従業員数：4人	
申請年月日	平成23年4月14日	あっせん員指名年月日	—	終結年月日	平成23年6月15日	
所要日数	63日	調整回数	—	終結区分	不開始	
あっせん員	公益委員 —	労働者委員	—	使用者委員	—	
調整事項	解雇の撤回					
申請概要	<p>Sは、LPガスの販売及び器具の取付け等を行う有限会社Hに勤務していたが、平成23年2月17日、部品の発注に関して経理担当取締役から注意を受け、同年4月6日に代表取締役社長から10日間の自宅待機を命ぜられた。その際、処分に納得がいかずその説明を求めたため、代表取締役社長ともめることとなった。</p> <p>Sが4月14日に出勤したところ、同年2月17日及び同年4月6日の取締役及び代表取締役に対する暴言暴行を理由とした同年4月9日付けの解雇通知を受けたため、解雇の撤回を求めるあっせん申請に至った。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 解雇理由について納得できず、会社に対し解雇撤回を求める。</p> <p>【被申請者】 Sの勤務状況、勤務態度等から復職は困難である。</p>					
調整経過	<p>あっせん申請後、事務局調査を実施したところ、当事者間で自主的な解決を図るべく話し合いが行われているとのことであったため、当事者間の調整状況について、事務局調査を継続することとした。</p> <p>その後、Sは、会社から提案された①解雇期日を同年4月9日から同年4月末日にすること、②解雇事由を懲戒解雇から会社都合での退職に変更することを受け入れたとのことであったため、本件紛争は当事者間において自主的に解決されたことから、同年6月15日付けであっせんで終結することとした。</p>					

2 沖労委平成23年(個)第2号事件

当事者	申請者（労働者）			被申請者（使用者）		
		労働者S			株式会社H 業種：宿泊業 従業員数：240人	
申請年月日	平成23年5月16日	あっせん員指名年月日	—	終結年月日	平成23年5月27日	
所要日数	12日	調整回数	—	終結区分	不開始	
あっせん員	公益委員 —	労働者委員	—	使用者委員	—	
調整事項	上司の暴力、専門外への部署への配置転換等によって生じた精神的苦痛に対する慰謝料の支払い					
申請概要	<p>Sは、平成22年6月1日から1年間を契約期間とする契約社員として会社に採用されたが、同年8月に上司から暴力を振るわれ、1か月間休職した。</p> <p>同年9月、会社は、加害者とSを同じ部署で勤務させることは望ましくないとの理由からSを別の部署に配置転換し、同年10月、さらに別の部署へ配置転換した。</p> <p>平成23年4月1日、Sは会社から、雇用契約書のとおり同年5月31日付けで契約を終了する旨告げられた。</p> <p>Sは、配置転換による慰謝料の請求等を申請事項として労働局へあっせんに申請したが、会社が応じなかったことから打切りとなり、当委員会へあっせんに申請した。</p>					
当事者の主張	<p><b>【申請者】</b> 上司から右胸を力強く殴られ、1か月間休職した。 その後、二度の配置転換により精神的苦痛を受けたため、慰謝料300万円の支払いを求める。</p> <p><b>【被申請者】</b> Sが上司から暴力を振るわれたことについて、Sと加害者に対し何度か個別に事情を聴取したが、両者の主張が合わず事実関係を明白にできなかった。 会社は、両者を同部署に配置し続けるのは望ましくないとしてSに配置転換を命じたところ、Sは特に異議も唱えず了承した。 その後、配置先においてSの評価が低かったことなどから、再度、配置転換する必要性が生じた。そこで、会社はSに対し、配置先として予定する2つの部署のうち、希望する部署へ配置した。 また、会社がSに対し、雇用契約書のとおり1年間で契約を終了する旨告げたところ、特に異議もなかった。 会社は、Sの怪我の診療費負担や休業中の補償も行うなど誠意を尽くしており、本件あっせんの申請事項を受け入れることはできない。</p>					
調整経過	<p>あっせん申請後、会社に対し事務局調査を実施したところ、会社は、Sが主張する上司の暴力については事実関係が明白にならなかったこと、Sの配置転換は業務上の必要性から生じたものであることなどから、本件あっせんの申請事項は受け入れることができないと主張した。</p> <p>後日、会社から、本件あっせんには応じられない旨の文書が提出されたことから、あっせんに開始することが不相当であると判断し、5月27日付けで本件あっせんの不開始を決定した。</p>					

3 沖労委平成23年(個)第3号事件

当事者	申請者（労働者）			被申請者（使用者）		
	労働者 S			有限会社 H 業 種：学術研究・専門・技術サービス業 従業員数：5人		
申請年月日	平成23年6月30日	あっせん員指名年月日	平成23年7月22日	終結年月日	平成23年8月2日	
所要日数	34日	調整回数	1回	終結区分	打切	
あっせん員	公益委員 春田 吉備彦		労働者委員 大瀨 直之		使用者委員 安田 幾夫	
調整事項	解雇の撤回					
申請概要	<p>Sは、平成15年の会社の創業時から正社員として勤務していたところ、平成23年4月20日に業績不振を理由として5月31日をもって解雇する旨の解雇予告通知を受けた。</p> <p>Sは、業績不振という理由だけでは納得できないとして、当該解雇予告通知書を社長に返したが、6月2日に再度解雇予告通知を受けた。この通知書には解雇理由が多数記載されているが、申請者は納得できないとし、解雇の撤回を内容とするあっせんに申請した。</p>					
当事者の主張	<p><b>【申請者】</b> Sは、会社の共同経営者であるから社長といえども解雇はできないと述べ、職場復帰と休業補償に加え、精神的苦痛への慰謝料を求めると主張した。</p> <p><b>【被申請者】</b> 会社は、解雇の撤回には応じられない旨主張した。</p>					
調整経過	<p>第1回あっせんにおいて、Sは職場復帰を強く主張した。他方、会社は、金銭面での和解については可能ではあるものの、Sの職場復帰には応じられない旨主張した。</p> <p>両当事者の主張に大きな隔たりがあること、Sとしては裁判の申立ても検討していることから、話し合いによる解決は困難であると判断し、やむを得ずあっせんの打ち切りを決定した。</p>					